

平成13年 7月10日

海事局安全基準課

## I M O 第 4 7 回 航行安全小委員会 ( NAV47 ) の結果について

標記会合は、平成13年7月2日から7月6日にかけてロンドンの国際海事機関 ( I M O ) 本部において開催された。今次会合における当課に関連する主な審議事項は、以下のとおり。

### 1 . 航海データ記録装置 ( V D R ) の現存貨物船への適用可能性について

#### 経緯及び概要

V D R は、1994年に起きたR O R Oフェリー「エストニア」号の事故を契機に、海難事故の原因を究明するために、船舶の針路、速力及び船橋での会話等を記録する設備として、欧米を中心とした国々により提案された設備である。

昨年12月の第73回海上安全委員会 ( M S C 7 3 ) で、S O L A S 条約第 章の全面改正案が採択され、すべての旅客船と、2002年7月1日以降建造される3,000GT以上の貨物船に対してV D R を搭載することが義務付けられ、今後は、現存貨物船への適用可能性 ( フィージビリティスタディ ) について、2004年1月まで本小委員会で検討することとなっている。

我が国において現存貨物船に対するフィージビリティスタディを行ったところ、V D R 本体に加え、他機器とのインターフェイスに多額の費用がかかるため、現行のV D R をそのまま現存貨物船に搭載することは、困難であるという結果を今次会合で報告するとともに、現存貨物船用V D R の性能基準のあり方について、提案を行った。

#### 審議結果

現存貨物船用V D R として、AISデータと船橋音声記録をE P I R B 並のカプセルに記録する我が国の提案は、原則、多くの国から支持され ( レーダーからのデータ等も入力すべきという意見も出され ) 、今後、さらに費用対効果やフィージビリティスタディーを引き続き行う必要があるとの結論となった。

また、V D R の回収義務及びV D R によって記録されたデータの所有権に関するガイドラインについても合意され、来年のM S C 7 5 に承認のため提出されることとなった。回収の容易さの観点から、我が国が提案するように、浮揚型のV D R が望ましいとの考えが大勢を占めた。

## 2 . 自動船舶識別 ( A I S ) の運用上ガイドラインについて

### 経緯及び審議結果

A I S は、船舶の船名、位置、速力及び針路等の情報を、陸岸局及び他船へ自動的に送信することにより、他の船舶との衝突回避に役立てるとともに（船対船）、船舶から受信した情報を輻輳海域での海上交通管制にも使用できる（船対陸）システムである。

A I S の運用上のガイドライン案は、A I S の性能を最大限活用するために策定されたものであり、船員、陸岸局の職員が A I S の使用方法に精通することを目的としている。

本ガイドライン案は、今次会合で承認され、本年 1 1 月に開催予定の IM0 第 22 回総会で採択される予定である。

担当者	海事局 安全基準課 加藤、平方（内線 43-935 Tel:03-5253-8636
-----	--